穴水町農機具等マッチング事業フロー図

譲渡申込者 (町内)

8譲渡

⑦現物確認•交渉

契約内容が決まり次第、譲渡申込者から譲受希望者へ譲渡する。

譲受希望者から譲渡申込者へ連絡をとり、現物の確認や契約内容などの交渉を行う。※町は一切関与しない。

譲受希望者 (町内)

①譲渡申込 譲渡申込者は、町へ申 請書及び同意・誓約書を 提出する。

⑨完了報告 譲渡申込者は町に完完 了報告書を提出する。 町はHPに掲載している 譲渡者情報を削除する。 ②確認・決定通知 申込内容や機械等の状態 を確認し、町HPへの情報掲載決定後、譲渡申込者へ決 定通知書を送付する。

⑤譲受希望者の連絡 町から譲渡申込者に対し て、譲受希望者の氏名・電 話番号を連絡する。 ※交渉等についての連絡は 譲受希望者から行う。 ③情報掲載 譲渡情報を町HPに掲載 する。

⑥連絡先の報告 町から譲渡申込者の連 絡先を伝える。 ④譲受申込 譲受希望者は、譲受を 希望する農機具等につい て、町へ連絡する。

穴水町役場 地域整備課 (0768-52-3670)